

金の額を控除した残りの額を支給する。」

それから「第十九條失業保険金は、受給資格者が、公共職業安定所に「そこまでは変わらない」のであります。それか

職の申込をした日以後において、失業

は、これを支給しない、但し、失業保険金の支給を受けることができる者が前條に規定する一年の期間内において再び就職した場合は、この限りでない。」それだけが十七條であります。

その次は二十條であります。二十
一條は、すつと一項は変りがります。ま
ん。その一項の一、二、三、四です。

ね。「就職先の報酬」その「報酬」を「賃金」と直します。それから文一つと下

の方に、「一般の報酬水準」とあります。その報酬を賃金と直します。それから四号が加わります。今の四、現在の、その修正前の四が五に直りまして、そうして三号とその五号の間に四号が加わります。

反して、労働争議の発生している事業所に受給資格者を紹介したとき、「これ

が四になります。それから前の四が五になつて、「その他理由のあつたときは」です。そのあとへ一項が加わります。

「公共職業安定所は、受給資格者について、前項各号の一に該当するかしないかを認定しようとするときは、労働大臣が失業保険委員会の意見を聞いて定めた基準によらなければならぬ。」

「公英職業安定所は、被保險者の離職が前項に規定する事由によるかどうかを認定しようとするときは、労働大臣が失業保険委員会の意見を聞いて定めた基準によらなければならない。」
その次は二十四條であります。その見出しの、「支給方法及び支給期日」となつてゐるのを、「支給期間」となりました。「期日」になつております。衆議院で議決したものはこれになつております。それから……

○委員長(原虎一君) それでは総理大臣が出席になりましたので、総理大臣に対する質問を願うこととにいたしますて、一應今この法案の修正箇所の報告を中止することにいたします。

○堀末治君 私は本日、日頃信倚いたします、片山首相が、政務誠に御繁忙の中を、特に本委員会に御出席を願いて、首相の抱懐する御所見と、政府とましたこの機会において、現段階における労働関係その他二三の問題について、これを明らかにされらる御方針をお伺いしたいのであります。

先ず第一に首相が常に我が日本民族の間に眞の精神革命が行わられるのでなければ、到底我が國の民主國家、平和国家の建設ができるないと申述べておりますが、不肖私も年來の信念、主張よりして、我が民族に精神革命が行われなくては眞の平和國家の建設は思ふが、我が民族の繁栄は到底期し得られると確信するものであります。私は本來産業人ではありますが、この不足の

香港は高度の科学技術を有することによつて相当に國家の繁栄を期し得ることと確信いたしております。この方面から飽くまでも祖国の再建に盡力したいと思いますが、又努力ながらも精神方面からも何程かのお役に立ちたいとの念願から議員の末席を汚した次第であります。従つて首相が提唱せられる精神革命運動には満腔の贊意を有する者であります。然るにこの政府においては、この重要な課題に対しても果してどれだけの熱意を以て如何な施策を行なつておるか、その行われた施策その他が貧困なるに遺憾を感じると共に、失望いたしておるのであります。先般も本院の自由討議におきまして、「道義の高揚」についてというう課に各議員からそれく有力な御発言

があつたのでありまするが、遺憾なら首相の御臨席がございませんんでし
ので、あなたのこれに対する御所見
拜聴する機会を得なかつたことを非業
に遺憾に存するのでござりますが、生
ず第一にこの点についてあなたの御見
見を拜聴いたしたいと存するのであ
ります。

うに大喜び申上いたいのは最近の
動情勢であります。あなたの社会業
は勤労大衆の絶大なる支持の下に、
へ

春の総選挙に第一党をかち得られて、見事に内閣を組織せられましたが、その後これらの人々が最も待望して止むなかつた労働者が設立せられ、その方面のエキスペートとして自他共に許しておる米達大臣が御就任になり、次で労働基準法の施行と共に、職業安定法、失業保険法も間もなく施行せらゝるなど、勤労大衆に対しましては、「画期的な処置が着々講ぜられておど

な水準に向つて向上しつゝあること
つきましては、同胞の一人として同じ
に堪えないであります。而して祖國
の再建の第一歩は、労資が眞に一体
なつて生産増強に挺身せられる点に
かゝつておるものと確信いたす者で
ますが、併し最近の労働情勢を見ま
ると、果してどんなものでございま
ようか。彼の全過ひ中京地協の山猫
議の如きは、國民の最もひんしゆく
るところであつて、公共の利益を無
した最も非民主的な行爲であると断
して憚らないものだと思うのであり
ます。そうしてかような険險な爭議が
所に行なわれておりますことは、先
当席で米澤大臣が御説明になつたと
ろで明らかでありまするが、この度
なわれた中労委の全過提訴に対する
停案を纏つて、今後幾多のかような
渦が巻き起されるのではないかと想
されるのでありますて、誠に寒心に堪
えないものがござります。私共初め
民一般があなたの内閣に非常に期待
た労働行政が、かくも危殆に瀕した
とについては、私は非常に失望を感じ
る次第であります、あなたはこれ
の情勢に対し如何に見、如何に考
如何に対処せられようとしておられ
したいと思うのであります。

に國慶と申す。生しておるよりは思われます。而して改めて申上げるまでもなく、世界の民主義陣営が二大方向に指向されておることは御承知の通りであります。が、隣邦中華民國の如きは武力に訴えてその兩派が鎬を削つておるということは、誠に世界の平和のために情ないことであります。かうかと思うのであります。が、その余波は我國の現状に影響するところ又頗る大きいものがあるのです。従つて我が國としては今においてこの問題に対し、劃然とした方向を定め、國民の向うところを誤らしむることなきようするのでなければ、國家百年の大計を誤るのではないか、かように心配されるのであります。春間傳行るところによりますれば、あなたの社会党には常に両派があつて、相争うておるよう承るであります。が、政治に初心な私の誠に不可解に思うところであります。以上の所見から、國家の前途に対して非常に深憂に堪えないものが感ぜられるのであります。が、これに対して一世の経世家として評判の高いあなたの御指導を蒙りたいとかよう思つておられます。

第四には、我が國の人口問題であります。が、これ又改めて申上げるまでもなく、敗戦の結果、我が國土は極度に狭められ、僅かに三十八万平方キロメーターの中に、昨日発表せられた七千八百万の人口を包容しなければならぬといふ。かような状態でございまして、我が國民の生活力は意外に旺盛であつて、この困苦欠乏の中につても、尚且人口の増加を見るというふうな状態であります。従つてこの人口問題の解決は、我ら民族に課せられた

最も重大であり、且つ緊急なる問題であるとかよう思ふのであります。私は信念的に聞くのであります。しかし、私は信念的にさような方法を以て、生れ出する人々を調節すべきものではない。かように思ふのであります。ただ併し考えて見ますのに、いかに國土が狭いといいましても、この未利用資源を開発して、これに高度の科学技術を加え、これを商品化して行くならば、八千万の人口は恐らく養い切れるのではないかろうか。そう面倒なことではなからぬかとがよう思ふのであります。そこでしてこの問題に対しても、私は渾身の努力を傾けて、是非共解決をしなければならない。かように思ふのでござります。併しこれから殖えて来る人口を一体どうするか、かような問題でございます。全世界を見ますといふと、未開発のままに取残されておる土地が、までもなく、世界の各國も当然なさなければならぬ崇高な義務であろうか。これらを開発して、人類福祉のために提供するということは、独り全人類は申すところの問題は、今後増加する我が民族の移民問題であります。先般も英國の議院に無難な戦争を起した所以も、ある程度この問題解決の思想が根柢をなしておつたのではなかろうか。かよう思ふのであります。従つて起つて來る方によつて、我が國の移民問題を取扱ふべきことは誠に有難いことで、大旱魃雲げいを障るような思ひで新聞報道を讀んだのであります。いずれこれが員團來朝の際、W・テーリングといふ方によつて、我が國の移民問題を取扱ふべきことは誠に有難いことで、大旱魃雲げいを障るような思ひで新聞報道を讀んだのであります。いずれこれが

上げられる重要な問題だと思いますが、私としては是非これが円満なる解決によつて、我が日本民族が世界の隅々まで出掛けて行つて、眞に平和愛好の民として、謙虚でしかも勤勉な人々として、全世界に愛好せられ、且全人類の福祉に貢献するようにならんことを切望して止まない次第であります。が、政府はこれらに対し果してどれ程の準備をなさつておられるか、尚又それらに対する首相の御意見を承ることができないれば誠に仕合せと思うのであります。これらのことは事、外交に關係することございまますので、御都合によりましてはこの質問が速記録から抹殺されても差支えございませんし、尚又首相の御答弁が速記に載らずにお聞かせを願うことも一向差支えございません。どうぞ以上の四点について御所見を承ることができれば誠にありがたいことであると思ひます。

度には達していないと私も認めざるを得ないのであります。誠に遺憾であります、予算面において、あるいは具体的な施策によりまして、文化面に、和平事業面に、相当の費用を計上する運びには至つてないであります。それよりも前になすべきことといたしまして、今日のこのインフレを防止し、危機を突破し、食糧の不足を如何にして國民全体に公平に配分するか、こういう危機問題、経済的な重要な問題が大きく出て來ましたものでありますから、これを先ず乗り切つて祖國を再建して、そうして我々はこれから文化国家建設に乗り出さなければならぬ、といふ具体的な問題を先ず取り上げなければならなくなつたのであります。そこにおいて政治を行い、経済を充実し、産業を再建し、財政を健全に組み立てて行くための心構えといたしまして、同時に精神上の動き、道義昂揚の動きもして行かなければならない、この点において私どもは特に力を入れておるのであります。即ち食糧が足りた後いろいろの施策をしなければならない、例えば憲法よりも飯が先だといふ言葉に應じまして、憲法の制定を遅らして食糧問題に専念をしておるというようなやり方をしないで、食糧の増産に、産業の強力化に、經濟の充實方に、こういうような經濟的國家再建の努力を一面においてなしつつ、同時に精神昂揚の運動、文化建設の運動をやつて行く、經濟上において金額を文化面に多く出し得ないが、併しその限りないところは精神運動で補充して、そうして両々相俟つて二つの運動を行してやつて貰いたい、こういうふう

に考えておるのであります。乏しき資源の下におきましては誠に已むを得ないことでありますし、満足はいたして外に方法はないであります。お互に乏しきを分けあつて、行かなければ國辱であるという意識に徹し、正しく汗水垂らして働いて行くということが國家のために必要なことである。こういふ建前に徹する精神的な、切替を要望いたしておるのであります。消費も一つ節約して行こう。お互に無駄を省いて行こう。家庭においても主人公一人慰安を求める、あるいは樂むなどいうようなことをせずして、一家全体が乏しきを分け合つて、耐乏に徹して行こう。それを抜げまして國民全体が耐乏生活をして、祖國再建のためにそれぞれ努力しよう。こういうことに進んで行くことを要望いたしておるのであります。もう一つ言い換えて見ます。ならば、政治的に制度の改革と共に、文化國家を建設するためには、文化國家建設の費用を國民全体がそれの分に應じて、能力に應じて担当して行こう。自分は知らない、自分は自分がだけのことをやつておればいいのだ。こういうような考え方を捨てて、國民全体が能力に應じて、大小に拘わらず國家再建の費用を分担して行かないことは、文化國家というものの建設が具体的に上つて來ない。こういう意味を要望して止まないのであります。政府は努力しておりますけれども、甚だ力が足りませんが、併し官吏制度の改革、警察制度の改革官吏は國民の

公僕であるという觀念に徹せしめるべく最大の努力を拂つておられます。更に國民運動を展開するためには、閣僚が手分けをいたしまして各地に、殊に農村地帯にも出かけまして、親しく國民に直接に懇諤して、政府は國民のために、國民の利益のために、仕事をするのであつて在來のようた官僚的な、封建的なやり方を一擧にいたしておるのである。こういうことを実踐躬行しようと努力いたしておるのであります。甚だ困難でりまして、今日唱えましてそれが直ぐ効果が現れないであります。相当の時日を要しなければならないので、實にこれは國民の協力、國民の理解に俟たなければならぬと存じております。一段と更に努力をいたしまして、精神的に道義義揚のために、文化國家建設のために、更に御趣旨に副うべく努力いたしたい考えであります。

掛つておる赤い線の入つた地図を持つて來た。誠に意外なことで、その地図を欲しいから置いて行つてくれんかといつて頼んだのであります。道聽にたつたこれ一つよりないというのを借りて來たので置いて行くわけに行かない、こういうことであります。さうしたことで実は私水産委員会にその陳情の説明に參つたときに、水産委員会にそのことを申上げて注意を喚起して置いたのであります。誠にこれは重大な問題でありますので、幸と北海道廳の地図が間違つておれば結構でありますが、若しも間違つておらないということでありますと、丁度宗谷岬の凡そ目測四キロ乃至五キロが引つかつておる。これは非常に重大な問題でありますので、若しもそういうことがお氣付になつて、幸に若しない、ということがあります。されば結構であります。あることであつては非常に重大な問題でありますので、この機会にちよつと御注意申上げて置きたいと思ひます。

の御希望でありますか。その点がはつきりいたしません。と申しますのは総理大臣たし、あるいは現在の運動の状態がそういう誠に國民として望ましい方向に進みつつあるというふうに現在の運動を見ておられるのか、その点がはつきりいたしませんからもう一度御説明願いたいと思います。

○國務大臣(片山哲君) 労働組合法の第一條に書いてあります通り、労働者の生活を向上して地位を上げるといふことは、同時に産業を発展せしめ、経済をよくすることである、こういうことを明記されておりますが、大体政府といつしましてもそういう方針で進んでおるのであります。即ち労働者の地位を上げなければいけない、ある程度でありますするが、上げなければならぬが、併しそれには結局一國の産業の発展と睨み合せて行かなければならぬ。労働者の立場さえよくなれば、後はどうでもよい、というのではないとして、「一國の産業の発展」ということを十分に考慮しつつ睨み合せて、労働者の待遇なり、地位の向上を図つて、團結も認めて行かなければならんといふ点を申上げたので、政府の方針としてもそうであるし、又私の考え方ともしましても、國家産業を発展せしむることに労働組合は協力してもらわなければならぬ。ここに労働組合の健全なる発展を中心としている次第であります。こういう意味で申上げたのであります。

状況、その傾向というものが、階級闘争を基にした一種の團體的、利己的な運動になる傾向を強く御覽になりますが。あるいはそうでなくして、本当に國家本位とか、あるいは民族本位とか、世界人類のためというような大きな立場に向つて運動が進みつつあるか。いずれの傾向を持つていいるに、総理大臣は現在の状態を御覧になつておられますか。あるいはそうでなくして、本当に國家本位とか、世界人類のための立場に向つて運動が進みつつあるか。いざれの傾向を持つていいる問題だらうと思つておりますが、この点をお聞きしたいと思います。

「失業審査官」に直します。それから「四十一条の文章の方に加えます。「失業保険審査官は、労働大臣がこれを任命する。失業保険審査官の職務は、この法律の定めるところによるものとする。」第二項は変りません。四十六條の一項に「この章に定めるものの外、失業保険審査官及び失業保険審査会に關し必要な」とあるのを、やはり「の業務に関する」と直します。四十九條の見出しと、本文の「行政聽は、」の外は全部削つて、全部修正になります。見出しが「報告等の義務」と直します。本文の方は、「行政聽は、命令の定めるところによつて、被保險者を雇用する事業主に、被保險者の異動、賃金その他の失業保険事業の運営に關して必要な報告又は文書を提出させることができ。」これが一項です。二項、「離職した被保險者は、命令の定めるところによつて、從前め事業主に対し失業保険金の支給を受けるために必要な証明書の交付を請求することができる。その請求があつたときは、事業主は、その請求にかかる、証明書を交付しなければならない。」

それから第八章の罰則の五十三條、五十三條の一項に、「事業主が左の」とあるのを「事業主が故なく」というふうに「故なく」という文字が入ります。「故なく」の各号の一に該当するときは、これを」の次に「六箇月以下の懲役又は「故なく」が入りまして、「又は一円以下」の罰金に処する。」それからその一号はそのままあります、「二号が入ります。す。今の二号が三になります、現在の二号が三になりますして、以下四、五と直ります。そうして二号が新らしく入ります。」二第三十二條の規定に違反して被保険者の賃金から控除した保険料を、その納付期日に納付しなかつた場合「これが修正で新たに入ります。それから」が三に直つて原案通り、三が四に直つて原案通り、四が五に直りますして原案通りであります。それから第五十四條、五十四條の一項は、「被保險者、受給資格者その他の関係者が、左の」とあります。その間へ「故なく」という文字を入れて、「関係者が、故なく左の各号の一に該当するときは、これを六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。」それから第一号、第二号、これは原案通りであります。それから附則へ入りまして、「この法律は昭年一二二年十月一日」というのを「十一月一日」、「から、これを施行する。」というのを「適用する。」と直します。それからその次に書いてあります「失業手当法第二條の規定に該当する者が、」ということ、これは原案通りであります。それからその次に書いてあります「失業手当法の規定によつて失業手当金の支給を受ける者が、昭和二十三年五月一日以後同法第二條第

「一項の規定により失業保険金の支給を受けるに至つた場合においては、その失業保険金の額は、失業手当金の額と同額とし、同法第六條に規定する一年の期間内において、百二十日から既に失業手当金の支給を受けた日数を控除した残りの日数を超えては、これを支給しない。」これで失業保険法案の方は終ります。

今度は失業手当法案、その第二條で

当金の「ここまで行きまして」の額となつて、そのあと全部割りまして、修正します。「失業手当金は、失業保険の被保険者の離職した月以前において、被保険者期間として計算された最後の月及びその前月（男の末日において離職し、その月が被保険者期間として計算される場合は、その月及びその以前において被保険者期間として計算された最後の月）に支拂われた賃金の総額をその期間の総日数で除した額によつて算定する。但し、その二箇月間における後の方の月に支拂われた賃金が、法令又は労働協約若しくは、就業規則に基く昇給その他これに準する賃金の増加によつて、その前の月に支拂われた賃金より高いときは、その後の月に支拂われた賃金の総額をその期間の総日数で除して得た額によつて算定する。」それから第二項が入りまして、「前項の額が左の各号の一によつて計算した額に満たないときは、失業手当金は、前項の規定にかかるわらず、左の各号の一によつて計算した額によつて算定する。」

貢金の最高額は、一日につき、百七十九円を超えてはならない。

失業手当金の額は、第一項及び第二項の規定によつて算定した貢金の額が、四十円以上八十円未満の貢金等級に属する場合には、その貢金の額の百分の三十五を最低の率として遞減した五十五に相当する額、その貢金の額が八十円以上百七十円以下の貢金等級に属する場合には、百七十円について百分の三十五を最低の率として遞減した率によつて算定した額、又はその貢金の額が四十円(十円未満のものを含む。)以上四十円未満の貢金等級に属する場合には、十円について百分の七十五を最高の率として遞増した率によつて算定した額を基準とした金額とする。

受給資格者は、第四條の規定によつて公共職業安定所において認定を受けた失業の期間中、自己の労働によつて收入を得るに至つた場合において、その收入の額が失業手当金算定の基礎となつた貢金の百分の八十に相当する額を基準とする金額に達しないときは、失業手当金の支給を受けることができる。この場合における失業手当金算定の方法は、政令でこれを定める。

受給資格者が、健康保険法第五十五条の規定によつて傷病手当金の支給を受ける場合においては、失業手当金は、その者に支給すべき失業手当の額からその支給を受けるべき傷病手当金の額を控除した残りの額を支給する。次は第七條であります。「失業手当金は、受給資格者が公共職業安定所に入ります。「求職の申込をした」「日から」というのは消しまして、「日以後において、失業の日数が通算して三十日

但し、失業手当金の支給を受けた場合は、これを支給しない。規定する「期間」の間に「一年の」を満たない場合は、「規定する一年の期間内に支給を受けた後」と入ります。「受けることができる者が前條による規定する」「期間」の間に「一年の」を満たした場合は、「この限りでない。」

第十條は、「受給資格者が、公共職業安定所の紹介する職業に就くことなく、その指示した職業の補導を受けないと拒んだときは、失業手当金を支給しない。但し、」から全部削りまして、「その後へ修正案を附けまして「但し、左の各号の一に該当するときは、この限りでない。」「紹介された職業又は補導を受けることを指示された時は、左の各号の一に該当するときは、この限りでない。」「二就職するおそれがあるが、受給資格者の能力からみて不適当と認められるとき、」「二就職するおそれがあるが、現住所又は居所を変更することを要する場合において、その変更が困難であると認められるとき」、「就職先の賃金が、同一地域における同種の業務及び技能について行われる一般の賃金水準に比べて、不当に低いとき」、「四職業安定法第二十條の規定に違反して、労働争議の発生している事業所に受給資格者を紹介したとき」、「五その他正当な理由のあるとき、公共職業安定所は、受給資格者について前項各号の一に該当するかしないかを認定します。」とあるときは、労働大臣が牛乳業保険委員会の意見を聞いて定めた基準によらなければならない。

それから第十一條の一項はそのままままであります。二項が加わります「公職業安定所は、受給資格の離職が前項に規定する事由によるかどうかを認定します。」とすると、二項は「公職業安定所は、受給資格の離職が前項に規定する事由によるかどうかを認定します。」とあります。

臣が失業保険委員会の意見を聞いて、定めた基準によらなければならぬ」といふに、第十三條の一項は大体全部……「失業手当金」だけ活かして、後全部削ります。「失業手当金は公共職業安定所において、一週間に一回、その日以前の七日分（失業の認定を受けながらた日分を除く）を支給する。但し労働大臣は、必要であると認めるときは、失業保険委員会の意見を聞いて、失業手当金の支給について別段の基準を定めることができる。」「公共職業安定所は、各受給資格者について、失業手当金を支給すべき日を定め、これをその者に知らせなければならない。

第十八條であります。第十八條の「職場審査」を「失業手当審査官」に直します。第十九條の「失業手当審査官は、労働大臣がこれを任命する。失業手当審査官の職務は、この法律の定めるところによる。」これが、新しく入ります。これは保険法と同じであります。

そして二項が、現在の一項「失業手当審査官は……」、後はその通りであります。

二十二条の「前五條に規定するもの」の外、失業手当審査官及び失業手当審査会に関する必要な事項は「審査会の事務に関する事項」と改めます。政令でこれを定める。」

それから二十五條の見出しの「報告、出頭等の義務」、二十五条「行政廳は、命令の定めるところによつて」が入ります。「命令の定めるところによつて、受給資格者を雇用した事業主は受給資格者に、」その次からずつと削りまして、「必要な事項」を「受給資格者の異動、賃金その他、この法律の

10. The following table shows the number of hours worked by each employee.

施行に關し必要な報告、若しくは受給資格者を出頭させることができる。」

それから二項も全部削つてしまいまして、「離職した失業保険の被保険者は、命令の定めるところによつて、從前の事業主に対し失業手当金の支給を受けるために必要な証明書の交付を請求することができる。その請求があつたときは、事業主はその請求にかかるひ検査」の「離職」を削りまして「質問及び検査」。二十六條は「行政廳は、必要があると認める場合においては、當該官吏に、受給資格者を雇用した事業主の」というのを削りまして、「雇用した事業所に臨檢し、」という「離職」を削りまして、「立入つて受給資格者の雇用關係及び賃金について、関係者に対しても」というのを「対し」と直し、「対し質問し、」その間に点が入ります。「又は帳簿書類の検査をさせることができます。」二項はその通りであります。

それから「罰則」、二十七條の「事業主、受給資格者その他の関係者が、」そこへ「故なく」が入りまして、「故なく左の各号の一に該当するときは、これを六ヶ月以下の懲役又は」と入りまして、「一万円以下の罰金に処する。」二号、三号は變りありません。それが「附則」、「この法律は、昭和二十一年十月一日」を「二十一年十一月一日から適用する。」と直します。規それから後へ加えまして、「第六條に定する期間は、昭和二十一年十一月一日以後この法律公布の日前に離職した者については、この法律公布の日からこれを起算するものとする。」

これだけが修正であります。これで全部であります。

○委員長(原虎一君) 速記を止めて。

〔速記中止〕

○委員長(原虎一君) 速記開始。本日はこれを以て散会いたします。

午後零時二十九分散会

出席者は左の通り。

委員長 原 虎一君
委員 理事

畠山 末治君
栗山 良夫君

赤松 常子君
千葉 信君

山田 節男君
平岡 市三君

深川タマエ君
奥 むめお君

竹下 鹽次君
早川 慎一君

姫井 伊介君
穂積眞六郎君

松井 道夫君

専門調査員

國務大臣

内閣総理大臣
業安定局長

上山 顯君

柴田 義章君

政府委員

労働事務官(職)

労働大臣
業安定局長

上山 顯君

昭和二十三年四月四日印刷

昭和二十三年四月五日發行

參議院事務局 印刷者 印 刷 局